

## 愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1048 号（諮問第 1698 号）

件名：特定の法人について愛知県感染防止対策協力金の不交付理由を記載した文書等の不開示決定に関する件

- 1 開示請求  
令和 4 年 3 月 30 日
- 2 原処分  
令和 4 年 4 月 12 日（不開示決定）  
愛知県知事（以下「知事」という。）は、別記に掲げる開示請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）を不開示とした。
- 3 審査請求  
令和 4 年 7 月 1 日  
原処分の取消しを求める。
- 4 諮問  
令和 4 年 8 月 19 日
- 5 答申  
令和 5 年 4 月 25 日
- 6 審査会の結論  
知事が、本件行政文書を不開示としたことは妥当である。
- 7 審査会の判断

### (1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

### (2) 本件行政文書について

本件行政文書は、愛知県感染防止対策協力金交付業務に係る交付審査の手法が詳細に記載された愛知県感染防止対策協力金入力・審査マニュアル（以下「入力・審査マニュアル」という。）及び特定の法人からの愛知県感染防止対策協力金の申請に対して審査を行った際の「申請書チェックシート」である。

実施機関は、「申請書チェックシート」について条例第 7 条第 3 号イ及

び第 6 号に、「入力・審査マニュアル」について条例第 7 条第 6 号に該当するとして不開示としている。

(3) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書において、条例第 7 条第 3 号イ及び第 6 号に該当しない旨を主張していることから、本件行政文書が条例第 7 条第 3 号イ及び第 6 号に該当するか否かについて、以下検討する。

(4) 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

ア 条例第 7 条第 3 号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわれると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 3 号イ該当性について、以下検討する。

イ 当審査会において「申請書チェックシート」の内容を見分したところ、特定の法人の営業状況に関する情報や、当該法人に係る不交付の理由が詳細に記載されていることが認められた。

これらの情報は、当該法人の内部管理情報や事業活動に関する情報であることから、公にすることにより、当該法人の社会的評価の低下や事業活動への不当な干渉を生じさせるおそれがある。

よって、「申請書チェックシート」は、条例第 7 条第 3 号イに該当する。

審査請求人は、審査請求書において法人代表者からの開示請求であるため条例第 7 条第 3 号イに該当しない旨を主張しているが、行政文書開示請求は「何人も」これを行うことができる手続であることから、開示請求者の属性により開示不開示の判断が変わるものではない。

(5) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 6 号該当性について、以下検討す

る。

イ 当審査会において本件行政文書の内容を見分したところ、「入力・審査マニュアル」には、交付申請書兼請求書を始めとする提出書類の個別具体的な内容について、公にされている交付要件を満たすか否かを審査する際の具体的な手法やチェック項目が記載されており、「申請書チェックシート」には、必要書類に関するチェック項目のほか、当該法人に係る審査担当者の氏名、審査手法、各審査の結果等が記載されていることが認められた。

これらの文書は、公にすることにより、愛知県感染防止対策協力金等の申請に対する同種の事務事業を遂行するにあたり、県における審査手法を踏まえた上で、営業実体や感染防止への協力実体がないにもかかわらず書類上のチェック項目だけを満たすような不正な申請を容易にし、また、審査関係者に対する不当な圧力や干渉などにより意思決定の中立性を害するなど、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

よって、本件行政文書は、条例第7条第6号に該当する。

(6) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

経済産業局商業流通課所管の愛知県感染防止対策協力金交付業務にかかる、交付の判断基準および特定の法人が不交付であった理由を詳細に記載した文書（8月8日～8月26日、8月27日～9月30日、10月1日～10月17日の3期分）。